

むし歯予防図画・ポスター コンクール表彰式

6/3

6月4日から10日までの「歯と口の健康週間」にあわせて、第43回別海町むし歯予防図画・ポスターコンクールが開催され、町内の小学校から930作品の応募がありました。その中から特別賞と学年優秀賞に選ばれた児童が表彰されました。



町長賞
上西春別小 6年
加藤 愛絵さん



教育長賞
別海中央小 5年
高橋 来明さん



校長会長賞
上西春別小 6年
金 夢月さん



歯科医師賞
別海中央小 5年
姉崎 豊さん

総務課から

個人情報保護制度と情報公開制度の運用状況

平成27年度の運用状況についてお知らせします。

個人情報保護制度の運用状況 (平成28年3月31日現在)

1 自己情報の開示請求の状況

区 分	開示の請求	処理の状況		
		開示	部分開示	その他
件数	6件	4件	0件	2件

2 開示請求の実施機関別内訳

区 分	件 数
町 長	6件
そ の 他	0件
合 計	6件

3 不服申立ての状況

非開示の決定等に対する行政不服審査法（昭和37年法律第160号）の規定に基づく不服申立てはありませんでした。

情報公開制度の運用状況 (平成28年3月31日現在)

1 情報公開の状況

区 分	公開の請求	処理の状況		
		全部公開	部分公開	その他
件数	7件	2件	4件	1件

2 情報公開の請求者別内訳

区 分	人数
町内に住所を有する者	6人
町内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体	0人
その他上記以外のもの	1人
合 計	7人

3 情報公開の実施機関別内訳

区 分	件 数
町 長	7件
そ の 他	0件
合 計	7件

4 不服申立ての状況

非公開の決定等に対する行政不服審査法（昭和37年法律第160号）の規定に基づく不服申立てはありませんでした。

問合せ／総務行政担当（内線2111～2113）

平成27年度 別海町ふるさと応援制度 (ふるさと納税)寄付の状況

本町では、個性豊かな活力あるふるさとづくりのため、このまちを愛し、応援してくださる方からの寄付を募集しています。

昨年度は、26名と2団体から総額5,120,000円の寄付をいただきました。この寄付金は基金として管理しており、事業の実施など十分な検討を行った上で活用していきます。

■平成27年度の寄付状況

事業区分	件数	基金名	寄付金額
①協働のまちづくりに関する事業	6件	ふるさと応援基金	240,000円
②高齢者・障がい者の支援に関する事業	8件		625,000円
③新エネルギー・省エネルギーの整備に関する事業	0件		0円
④自然環境・地域景観の保全及び野生鳥獣の保護に関する事業	2件		110,000円
⑤清らかな川づくりに関する事業	3件	清流保全基金	120,000円
⑥酪農・水産・商工観光等の振興発展に関する事業	15件	産業振興基金	3,740,000円
⑦スポーツの振興発展に関する事業	4件	スポーツ振興基金	70,000円
⑧生涯学習の推進、芸術文化の振興発展に関する事業	5件	生涯学習振興基金	215,000円
合 計	43件		5,120,000円

※複数の事業に対し寄付してくださった方がいるため、寄付件数と寄付者数は一致しません。

■平成27年度の基金活用状況

基金名	事業名	繰入金額
ふるさと応援基金	協働のまちづくり推進事業	300,000円
	環境保全啓蒙活動事業	100,000円
清流保全基金	清流保全補助金交付事業	130,000円
スポーツ振興基金	スポーツ振興補助事業	4,750,000円
	スポーツ団体等派遣費補助事業	7,300,000円
	日本ハムファイターズベースタンリーグ開催事業	5,704,000円
生涯学習振興基金	文化団体派遣費補助事業	1,700,000円
	友好都市少年少女ふれあいの翼交流事業	2,500,000円

たくさんの
応援を
ありがとうございました

別海町ふるさと応援制度（ふるさと納税）は、「別海町を応援したい」という方なら個人、団体、町内外問わずどなたでも寄付していただけます。詳細については、町ホームページをご覧ください。下記担当までお問合せください。

問合せ／企画振興担当（内線2213・2214）

協同転地演習について

矢臼別演習場で、陸上自衛隊の中部方面隊による訓練が実施されます。

■目 的 陸上、海上及び航空の各種輸送手段を併用した長距離機動能力の向上を図るとともに、転地先における訓練を実施し、方面隊の即応性の向上を図る。

■演習期間 6月21日(火)から8月2日(火)

■矢臼別演習場における訓練 6月27日(月)から7月25日(月)

■期間中の移動訓練 往路 6月21日(火)から6月26日(日) ※実施済 復路 7月26日(火)から8月2日(火)

■場 所 矢臼別演習場

■訓練部隊 中部方面隊第14旅団基幹 ・人員 約1,800名 ・車両等 約640両 ・航空機 8機

問合せ／地域政策担当（内線2211）

べつかい協働のまちづくり補助金

(公募型) 前期採択事業決定

平成28年度べつかい協働のまちづくり補助金（公募型）前期分採択事業が決定しましたのでお知らせいたします。採択された各事業については、本補助金を有効活用し継続した活動となることを期待しています。

事業名	団体名	補助区分	交付予定額	事業の内容
こんな地図が欲しかった、ワクワクマップをつくろう！	べつかい協働のまちづくり協議会	地域づくり補助金（8割補助）	332千円	新たな地域情報を取り入れた町案内図を、ワークショップを通して作成し、広く町民等に活用されるよう整備する取り組み
西別街道散策路整備事業	西別街道を歩こう会	担い手支援型補助金（8割補助）	216千円	旧国鉄標津線跡地の一部を自然散策路として整備し、地域住民の交流・親睦などを推進する取り組み
別海牛乳を東京オリンピックに！シンポジウム開催事業	別海牛乳を東京オリンピックに！準備会	地域づくり補助金（8割補助）	500千円	東京オリンピックにおける別海牛乳の利活用を目指し、その食料調達基準となるグローバルGAPについて学ぶシンポジウムを開催する取り組み
北海道スマイルキャラバン	北海道日本ハムファイターズ別海後援会	まちいきいき支援型補助金（5割補助）	365千円	北海道日本ハムファイターズと共に、地域活性・地域貢献を目的として町全体で行う交流イベントを開催する取り組み

※採択事業の活動状況は、今後ホームページ等を活用しお知らせしていく予定です。

問合せ／まちづくり推進担当（内線2215・2216）

夏の交通安全運動

7月11日(月)から20日(水)の10日間は、夏の全国交通安全運動期間です。

期間中は気温も高くなり、観光や夏型レジャー等で外出する機会が増えます。「事故防止は家庭から」を合言葉に、安全安心なまち、別海町を目指しましょう。

重点項目

- 1 子どもと高齢者の交通事故防止
- 2 二輪車と自転車乗用中の交通事故防止
- 3 全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用
- 4 交差点の交通事故防止

飲酒運転を根絶しましょう

気温も高くなり、観光や夏型レジャー等で外出やお酒を飲む機会が増える時期です。

車を利用する際は、お酒を勧められても絶対に断りましょう。もしくは、ハンドルキーパーを決め、送迎をお願いすることも大切です。

飲酒運転は、運転者にも周囲の人にも厳しい罰則が設けられています。「飲んだら乗るな、乗るなら飲むな」を合言葉に、飲酒運転根絶を目指しましょう。

7月13日は「飲酒運転根絶の日」

飲酒運転の罰則例

酒酔い運転 5年以下の懲役又は100万円以下の罰金

酒気帯び運転 3年以下の懲役又は50万円以下の罰金

車両提供者は運転者と同じ処罰になります

問合せ／防災交通担当（内線2116・2117）

徴収対策の強化について

本町では、法令等に則り自主納付による納期内納税を原則としています。「督促、催告に応じない」「滞納をしたまま相談がない」「誓約を守らない」などの場合には、税負担の公平性を確保するため、随時、預貯金、給与、自動車などの調査や差押えを執行しますので承知願います。

納付が困難な場合は必ずご相談ください

本年度の債権の調査
差押件数

■債権の調査 645件

■債権の差押 46件

（平成28年5月末現在）

問合せ／収納対策担当（内線1115・1116）FAX 75-2773

建物の新築・解体 していませんか？

固定資産税は、毎年「1月1日」現在の固定資産（土地、家屋、償却資産）の所有者に対してかかる税金です。年の途中で住宅、店舗、倉庫などの建物を新築、増築をした場合、又は大雪で潰れた建物などを解体した場合は、下記担当まで連絡をお願いします。

なお、居住や使用していない家屋も、**解体しなければ固定資産税が課税されます**のでご注意ください。

固定資産税が課税される建物の参考例

- ①柱が直に埋め込まれている倉庫、車庫、畜舎 ②地杭（束石）の倉庫、車庫
③ガス・水道等の備わったコンテナハウス

※①から③までの建物で**中古材を使用**又は**手作り**で建築された建物も、固定資産税が課税されます。

固定資産税に係る家屋の現地調査について

地方税法に基づき、税務課職員が新增築又は解体状況を確認するため、毎年町内を巡回して現地確認をしています。職員が伺った場合には、ご協力をお願いします。

問合せ／課税担当（内線1114）

農業用車両からの出火にご注意



近年、トラクター、ロールベアなどから出火が多発しています。これから牧草収穫の最盛期を迎え、農業用車両からの出火が懸念されますので十分ご注意ください。

■農業用車両からの出火件数（過去5年）

年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年
件数	3	4	2	1	4

出火の主な原因 Vベルトや軸受破損等に伴う摩擦熱、エンジンルーム内に堆積した牧草に対するエンジン熱 など

これらの原因には、日常的な点検や整備等を行っていただければ出火を防ぐことができたケースも見られます。作業前後の点検等を確実にし、防火に努めていただきますようお願いします。

問合せ／別海消防署予防課 TEL75-2200

「別海町災害時避難行動 要支援者支援制度」の 登録について

この制度は、在宅で暮らす高齢者及び障がい者等が、地域の中で安全安心に暮らすことができるように、災害時の支援体制を整備するものです。

登録又は制度に関する問合せについては、下記へご連絡ください。

支援の対象となる方

本町に住所を有し、下記の要件のいずれかに該当する方で、災害時において安否確認及び避難行動の支援を希望する方です。

【対象要件】

1	身体障害者手帳の交付を受けている方で、障害の程度が1級又は2級に該当する方
2	療育手帳の交付を受けている方で、A判定を受けた方
3	精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方で、障害の程度が1級に該当する方
4	要介護認定を受けた方で、要介護状態区分が要介護3以上の方
5	難病の患者に対する医療等に関する法律の規定により指定難病の診断を受けた方
6	70歳以上のひとり暮らし高齢者
7	70歳以上の高齢者のみで構成される世帯に属する方

なお、登録を希望される方は、以下の事項を了承していただきます。

- (1)申請時に提出された**氏名、住所、連絡先及び身体状況等の個人情報**については、支援等が円滑に行われるよう、居住されている地域の町内会、民生委員、児童委員及び消防署（団）へ提供します。
- (2)大規模災害時には、誰もが被災者になる可能性があるため、支援の遅れ又は支援を受けられない場合も想定されます。申請によって支援が必ず行われることを保障するものではありません。

問合せ／高齢者福祉担当（内線1317）